

新旧対照表

(下線部：変更箇所)

新	旧
業務運営に関する規程 J A 鳥取中央農業人材紹介センター 第1～3 (略) 第4 そ の 他 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業所と連携しつつ、当該事業に係る求職者からの苦情があった場合は適切に対応いたします。 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。 また、紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。 <u>4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。</u> <u>5</u> 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、本籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。	業務運営に関する規程 J A 鳥取中央農業人材紹介センター 第1～3 (略) 第4 そ の 他 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業所と連携しつつ、当該事業に係る求職者からの苦情があった場合は適切に対応いたします。 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。 また、紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、本籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。 5 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくおたずねください。 6 本所の取扱職種の範囲等は農業です。 平成30年 6月 6日 鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 上本 武

6 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくおたずねください。

7 本所の取扱職種の範囲等は農業です。

平成30年 6月 6日

鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 上本 武